子規會誌

欧陽脩の瀧岡阡表と正岡子規の大龍寺阡表　谷光隆……一

子規最後の写真を写した人
―春光堂納屋才兵衛の再発見―　古賀蔵人……一〇

三好風人―人と句画―　白田三雅……一七

子規の遺言(一)　喜田重行……二二

二〇号　昭和五九年一月

例会記録

第八十二回子規忌法要ならびに九月例会（第四八八回）

昭和五十八年九月十九日（月）　正宗寺本堂　参加七十名

司　会　幹事　浦屋　薫氏

開式のことば　副会長　金村治三郎氏

法要読経　正宗寺　田中　義晃師

献詠披講　幹事　和田　沙子氏

子規遺作朗詠

漢詩　会員　宮崎　義幸氏

短歌　会員　永田　茂子氏

俳句　会員　村上　季隆氏

焼香　会長　越智　二良氏

遺族代表　佐伯　徹也氏

挨拶　会長　越智　二良氏

記念講演　子規最後の写真を写した人　子規研究家　古賀　蔵人氏

閉式のことば　副会長　和田　茂樹氏

十月例会（第四八九回）

昭和五十八年十月十九日（水）　正宗寺庫裡　出席三十一名

浦屋薫幹事司会により開会。越智二良会長あいさつのあと講演。

講演　三好風人――人と句画――　白田三雅氏

終わって役員会を開き、『子規遺芳――松山子規会史――』の発刊について協議。

十一月例会（第四九〇回）

昭和五十八年十一月十九日（土）　正宗寺庫裡　出席二十八名

浦屋薫幹事司会により開会。越智二良会長あいさつのあと講演。

講演　子規の遺言　喜田重行氏

欧陽脩の瀧岡阡表と正岡子規の大龍寺阡表

谷　光　隆

まえがき

東京都北区田端四丁目、大龍寺境内に正岡子規の墓所がある。その墓碑には陸羯南の筆で「子規居士之墓」（背面に明治三十五年九月十九日歿）とあるが、墓碑の側には別に一基の神道碑があり、これは居士の三十三回忌に当たる昭和九年九月十九日新たに建碑されたもので、嵌入の石板（もとは銅板、十一年九月十九日再造）には、

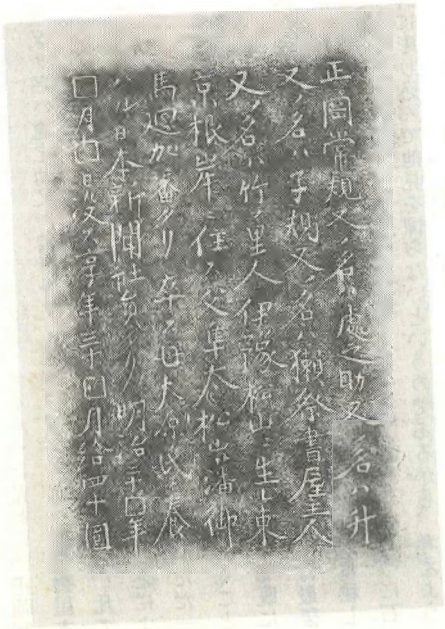

正岡常規又ノ名ハ處之助又ノ名ハ升又ノ名ハ子規又ノ名ハ獺祭書屋主人又ノ名ハ竹ノ里人伊豫松山ニ生レ東京根岸ニ住ス父隼太松山藩御馬廻加番タリ卒ス母大原氏ニ養ハル日本新聞社員タリ明治三十□年□月□日没ス享年三十□月給四十圓

とある。全文一〇七字（□を含む）、尤も右の原稿は子規在世中の自筆になるもので、其の作成の動機については、明治三十一年七月十三日付、河東銓宛の書簡（原稿同封）の中に、

アシヤ自分ガ死ンデモ石碑ナドハイラン主義デ石碑立テ、モ字ナンカ彫ラン主義デ字ハ彫ッテモ長タラシイ事ナド書クノハ大嫌ヒデ寧ロコンナ石コロ（図略）ヲコロガシテ置キタイノヂャケレド万一已ムヲ得ンコッデ字ヲ彫ルナラ別紙ノ如キ者デ尽シトルト思フテ書イテ見タコレヨリ上一字増シテモ餘計ヂャ但シコレハ人ニ見セラレン

とあり、従来墓碑銘または墓誌銘と言われ、多少とも子規を研究する者の間では周知の一文となっている。この一文が甚だ有名なのは、人の意表をつく其の内容と文体にあるが、然らば何

処が意表を突いているかと言えば、その一つは最初に「正岡常規又ノ名ハ處之助又ノ名ハ升又ノ名ハ子規又ノ名ハ獺祭書屋主人又ノ名ハ竹ノ里人」と自分の実名、幼名、通称、雅号、凡て六つを「又ノ名ハ」という同一の用語を五回繰り返すことによって一連のものとしていることである。「又ノ名ハ」がただ一つであれば、それは他に幾らもある例で、別段注意を引くこともないが、それが五つもある所が尋常でなく、これだけで既に四〇字を費やし、全文の半ばに近いのである。もう一つは最後に「月給四十圓」とあることである。自分の収入は他人に秘して置くのが世間一般の常識であるのに、これを事もあろうに石碑に彫り込んで他見を憚らないというのであるから、考えようによっては一種の諧謔（ユーモア）さえ感ずるのである。森鴎外が「妄人妄語」の中で、

遺言には随分面白いのが有るもので、現に子規の自筆の墓誌抔も愛敬が有って好い。樗牛の清見潟は崇高だらうが、我々なんぞとは、趣味が違ふ。

と言っているのも、以上の二点から来ているものと思う。また、柴田宵曲著『子規居士』（昭和十七年、三省堂刊）の開巻劈頭には、「自筆の墓誌」なる一文を掲げているが、その中で氏は、

子規居士はどうして明治三十一年にこの墓誌を撰し、河東銓氏に之を送ったか、その理由は固より明でないが、居士の一生は畧々この百余字に尽されてゐるやうに思ふ。

と言っている。どうしてこの墓誌を撰したか、その理由が明らかでないために、この文は読者によって種々に解釈されるのである。

私は、二三年前、フトこの文には下敷きがある。それは欧陽脩の瀧岡阡表（『唐宋八大家文読本』巻一四）だ、と思い付いた。この観点からすると、先に指摘した特徴ある前後の部分に挟まれ、比較的注意を引かれないでいる「父隼太松山藩御馬廻加番タリ卒ス母大原氏ニ養ハル」の原文三行二十三字が、却って甚だ重要な意味を持つものであるという結論に達するのである。そこで、本稿では、右の結論に達するまでの過程を説明するために、先ず瀧岡阡表の文を紹介し、次いでこれと大龍寺阡表との比較を試みることにする。

因みに、阡は墓道、表は石碑の意で、阡表とは墓道または墓前に建てる碑のことであり、神道表あるいは神道碑というのもこれと同様である。

一　瀧岡阡表の文

瀧岡阡表は、欧陽脩がその父（名は観）を瀧岡（江西省永豊県）に葬ってから六十年後に始めて神道碑を建てた、その由来を記したものである。それは、近世の中国では子孫が顕官になると、その位階に応じて父母・祖父母・曾祖父母が贈位・贈官・贈封の恩典を受けるので、立身出世の終極を待って祖先の顕栄を碑面に表わそうとするものであった。しかも欧陽脩は、自己

の顕達は祖先の積善成徳の致す所であるとして、あくまで孝子順孫の至情を忘れない。されば『漢文大系』本（若木広良注釈）には其の主意を述べて、

此文ハ三朝（仁宗・英宗・神宗）ヨリ官爵ヲ追贈セラレタル恩栄ヲ表記シ、……又併セテ皇考（父）と太夫人（母）トノ徳ヲ載セテ、子孫ノ隆盛ナル所以ハ、由ッテ来ル所アルヲ知ラシメンコトヲ叙スルナリ。

と言い、また『漢籍国字解全書』本（松平康国講述）には、

己れの顕栄を致せしは先人の余慶、墓表の遅延は今日の恩典を待てる為なりと云ふに在り、

と言っている。

さて、この瀧岡阡表を子規の一文との関係で見るとき、特に重要な意味を持つのは、文頭と文末、及び其の中間のほぼ中心に当たる部分である。そこで、文頭の部分をA、中心の部分をC、文末の部分をEとし、AとCの間をB、CとEの間をDとする。そして、A、C、Eの部分については、書き下し文と其の通解を掲げ、B、Dの部分については大意を述べることにする。

A

〔書き下し文〕

嗚呼、惟れ我が皇考崇公、吉を瀧岡に卜するの六十年、其の子脩始めて克く其の阡に表せり。敢て緩にせしに非ざるなり。蓋し待つ有りしなり。脩不幸、生まれて四歳にして孤、太夫人節を守り自ら誓い、貧に居りて自ら衣食に力め、以って長じ以って教え、成人に至らしむ。太夫人之に告げて曰く、汝が父は吏と為りて廉に、而も施与を好み、賓客を喜ぶ。其の俸祿は薄しと雖も、常に余り有らしめず。曰く、是を以って我が累いと為すこと毋れと。故に其の亡するや、一瓦の覆・一壠の植の、以って庇うて生を為すもの無し。吾、何を恃みて能く自ら守らんや。吾、汝が父に於いて其の一二を知る。以って汝に待つ有りしなり。

〔通解〕

ああ、我が父上を瀧岡に葬ってから六十年後に、其の子脩は始めて其の墓道に石碑を建てたが、これは決して怠慢であったからではなく、祖先に官爵が贈られる恩典を待っていたからである。脩は不幸にして四歳の時父上と死に別れたが、母上は固く節操を守り、自ら誓って再嫁することなく、貧窮に在りながら衣食の道を講じ、脩を養育し教訓して、遂に成人に至らしめた。母上が脩に告げて言われるには、汝の父は官吏となって廉潔で、しかも人に施すことを好み、客を招くことを喜ばれた。其の俸祿は薄かったけれども、いつも余分を残すようなことはさせず、金銭の為に自分に面倒を掛けるようなことはするな、と言っておられた。それ故亡くなった時には、一軒の家も一枚の畠も無く、当座の生活をすることさえ困難であった。だから、普通ならば寡婦暮らしが出来る訳もなかったが、ただ私は汝の

父の生前の善行について一、二知っていたことがある。それで、其の善行の結果が汝の身に報い来るであろうことを期待し耐え忍んで来たのである。

B

〔大意〕

右のように筆を起こした欧陽脩は、なお母の言葉を続けて次のように言う。

私が汝の家に婦となってより、姑に事えることはなかったが、汝の父が能く其の母に孝養を尽していたことは知っている。汝の父は亡き母を祭るごとに、死後祭ることの盛大なのは、生存中に不十分ながらも孝養を尽すのに及ばない、と言って涕泣し、時に御馳走を食べると、昔は常に不足勝ちであったが、今は少し余裕ができた。しかし、その時には既に親が無い、と言って涕泣していた。

又、汝の父は或る夜、死獄の書類に目を通していて、何とか生かしてやる途はないかと思案するのだが、どうしても其の途が無い、といって歎息していた。そして、生かしてやれるものなら生かしてやるのが人情というものだ。しかるに世の判官は常に罪ある者を死に追い遣ろうとする、と言い、自分は幼な子（脩）の自立を見届けぬうちに死ぬかも知れぬ。その時にはこの言葉を以って子に語り伝えよ、と申された。この孝心と仁心こそは何より大切なもので、それが汝の父の志である。汝もよくこれを勉めよ、と。脩は感泣して母の教訓を記憶し、決して忘れることはなかった。

このように欧陽脩は、父の孝心と仁心、そして、これを語り伝えた母の教訓を肝に銘じたことを記した後、以下、父の官衛と母の賢節を叙し、次いで自分の出仕と恩栄に及ぶ。

C

〔書き下し文〕

先公少うして孤、学を力め、咸平三年進士に及第し、道州の判官・泗綿二州の推官と為り、又、泰州の判官と為る。享年五十有九。沙渓の龍岡に葬る。太夫人姓は鄭氏、考の諱は徳儀、世々江南の名族たり。太夫人恭倹仁愛にして礼あり。初め福昌県の太君に封ぜられ、楽安・安康・彭城三郡の太君に進封せらる。其の家少うして微なりし時より、其の家を治むるに倹約を以ってし、其の後、常に之に過ぎしめず。曰く、吾が児は苟も世に合うこと能わず。倹薄は患難に居る所以なりと。其の後、脩、夷陵に貶せらる。太夫人、言笑自若として曰く、汝が家は故貧賤なり。吾、之に処すること素あり。汝能く之に安んぜよ。吾も亦安んぜんと。先公の亡せしより二十年、脩始めて禄を得て養う。又十有二年、官に朝に列し、始めて其の親に贈封せらるるを得たり。

〔通解〕

父上は若いころに父君を失い、学問に励んで咸平三年進士に

及第し、道州の判官・泗綿二州の推官となり、又、泰州の判官となったが、五十九歳で亡くなり、沙渓の龍岡に葬られた。母上の姓は鄭氏、其の父君の名は徳儀といって、代々江南の名族であった。母上は恭倹仁愛で礼儀正しく、初め福昌県の太君に封ぜられ、ついで楽安・安康・彭城三郡の太君に進封せられた。貧乏な我が家に嫁して以来は、家を治めるに倹約を以って押し通し、吾が児は世俗に投合することの出来ぬ性分だから、将来きっと困窮するであろう。今、こうして倹約を守っているのは、その際の艱難に処する用意であると言っておられた。其の後、脩が夷陵に貶せられた時には、母上は言笑自若として、汝の家はもともと貧乏であったから、私は貧乏暮らしには慣れている。汝はこれに満足せよ。私も亦これに満足しようと言われた。父上が亡くなられてから二十年を経て後、脩は始めて俸禄を得て母上を養うようになったが、又、其の後十二年にして朝官に列し、始めて其の親に贈封の恩典が及ぶことになったのである。

D

〔大意〕

欧陽脩は、その後さらに累進して枢密副使・参知政事にまで陞ったが、この間、前世三代が追贈の恩典に浴し、曾祖父は金紫光禄大夫太師中書令を、曾祖母は楚国太夫人を、祖父は金紫光禄大夫太師中書令兼尚書令を、祖母は呉国太夫人を、父は金紫光禄大夫太師中書令兼尚書令を、母は越国太夫人を贈られ、さらに後、父は崇国公、母は魏国太夫人にそれぞれ賜爵、進号せられたことを述べ、これは我が父祖が善を積み徳を成したことによる余栄であり、後世に表わし示して其の子孫に御蔭を被らしめるに足るものだと言い、最後に次のように結ぶ。

E

〔書き下し文〕

乃ち其の世譜を列して具に碑に刻し、既にして又、我が皇考崇公の遺訓、太夫人の教えて脩に待つ有りし所以の者を載せ、並びに阡に掲げ、夫の小子脩が徳薄く能鮮きも、時に遭い位を窃み、幸いに大節を全うし、其の先を辱めざりし者、其の来たること自る有ることを知らしむ。

熙寧三年、歳、庚戌に次す、四月辛酉の朔、十有五日乙亥。男・推誠保徳崇仁翊戴の功臣・観文殿学士・特進・行兵部尚書・知青州軍州事・兼管内勧農使・充京東東路安撫使・上柱国・楽安郡開国公・食邑四千三百戸・実封一千二百戸・脩、表す。

〔通解〕

そこで、代々の系譜を列して悉く碑に刻し、又、我が父上の遺訓と母上が教訓して脩に期待せられた謂われを記して墓道に掲げ、小子脩のごとき、徳薄く才少なき者も、時に遭い位を得て節操を全うし、其の祖先を辱めなかったものは、其の由来する所のあることを知らしめるのである。

二　瀧岡阡表と大龍寺阡表との比較

この瀧岡阡表の文を読むと、先ず、それが子規の境遇と甚だよく似ている点のあることを感ずる。すなわち、「脩不幸、生まれて四歳にして孤、太夫人節を守り自ら誓い、貧に居りて自ら衣食に力め、以って長じ以って教え、成人に至らしむ。……其の俸祿は薄しと雖も、常に余り有らしめず。曰く、是を以って我が累いと為すこと毋れと。故に其の亡するや、一瓦の覆・一壠の植の、以って庇うて生を為すもの無し」とある部分と、「太夫人姓は鄭氏、考の諱は德儀、世々江南の名族たり。……其の家少うして微なりし時より、其の家を治むるに倹約を以ってし、其の後、常に之に過ぎしめず。曰く、吾が児は苟も世に合うこと能わず。倹薄は患難に居る所以なりと。其の後、脩、夷陵に貶せらる。太夫人、言笑自若として曰く、汝が家は故貧賤なり。吾、之に処すること素あり。汝能く之に安んぜよ。吾も亦安んぜんと。先公の亡せしより二十年、脩始めて祿を得て養う」とある部分である。

子規は不幸、生まれて六歳にして孤となった。「筆まか勢」第一編に、

我父にておはせし人は佐伯氏より来て孫嫡子となりて曽祖父のあとを継ぎ給ひしが　明治五年即ち余が六歳の時　四十歳を一期として空しくなり給ひしかば　余は少しもその性質挙動を知らず。只その大酒家なりしことは誰もいふ処にて　毎日〈一升位の酒を傾け給ひ、それが為に身体の衰弱を来し　終に世を早うし給へり。

とある如くである。そして、母八重は、貧賤に在って衣食に力め、其の家を治むるに倹約を以ってした。また、八重の実家大原氏は、父有恒（観山）の世に至って松山藩の名族となったのである。「吾が児は苟も世に合うこと能わず」は、児の天性が世間並みでなかったことを意味するが、これも子規と共通する所がある。「其の後、脩、夷陵に貶せらる」は、欧陽脩が、宰相呂夷簡にさからって左遷された范仲淹を救おうとし、司諫高若訥を責めて自らも夷陵（湖北省宜昌県）県令に左遷されたことを言うのであるから、子規が勃々たる雄心を抱いて東京に遊学し、そしてそこで職に就いた「伊豫松山ニ生レ東京根岸ニ住ス」とは其の事情を異にするが、但し他郷で貧困の境遇に在ったことは共通している。また、脩が始めて祿を得て母を養うようになったのは、父の死後二十年であったが、子規の場合、母妹を東京に迎えて一家を構えたのは明治二十五年、二十六歳の時であるから、正しく父隼太の死後二十年である。

さて、貧賤の中に幼少時を送った脩にとって、「脩始めて祿を得て養う」の意味は、極めて大きいものがあったであろうが、注意すべきは、この言葉が出てくるより前に、「汝が父の能く養えることを知れり」という母の追憶の言葉が前後して二度出てくること、及び「祭りて豊かなるは、養うの薄きに如かざるなり」「夫れ養は必ずしも豊かならざるも孝ならんことを要

す」という父の遺訓＝母の教訓が出てくることである。そして、其の意を承けての「脩始めて祿を得て養う」である。とにかく瀧岡阡表には、この「養う」という語が前後五回も使われており、全文を構成する思想の底流として甚だ重要な意味を持っている。子規の文では、この「養う」は、幼少時を叙して「母大原氏ニ養ハル」と受身の形で出てくる。子規が母を養ったのでなく、母が子規を養ったのであるが、この語には一方ならぬ恩愛の情が込められているであろう。そして、子規が「祿を得て養」った事実は、最後の「月給四十圓」に示されている。

次にこの瀧岡阡表の文は、初めに言った如く、子孫の立身出世によって先世に追贈の恩典が及ぶことが関心事であるが、それは官爵そのものが栄誉の象徴となっていたからである。ところで、欧陽脩は父の経歴を叙して「先公少うして孤、学を力め、咸平三年進士に及第し、道州の判官・泗綿二州の推官と為り、又、泰州の判官と為る。享年五十有九。沙溪の瀧岡に葬る」といっているが、これに相当するものが子規の文では「父隼太松山藩御馬廻加番タリ卒ス」である。松山藩御馬廻加番は、勿論、子規の立身出世によるものではない。しかし、この短い碑文の中で、普通ならばただ名を挙げるに止めるであろう所を、敢て重々しく役名を加えたについては、必ずやそれなりの理由があってのことと思われる。それはつまり、単に父の経歴を示したというよりも、この役名を加えることによって、出来得る限り父に栄誉を与えようとする意図が含まれていたに違いないのである。ここにも瀧岡阡表の思想と合致するものがある。そして、「御馬廻加番タリ」のあとに、特に「卒ス」の二字を入れているのは、これ有ることによって始めて「母大原氏ニ養ハル」の深い意味が生ずるのであり、子規がその母子関係を強調する点も、瀧岡阡表の母子関係を髣髴させるものがある。

更に、この瀧岡阡表を読んで誰しも気付くことは、その最後に欧陽脩の肩書である官爵名が、推誠保徳崇仁翊戴の功臣以下実に九つも列挙されていることである。いったい、宋代の官制は非常に複雑なものであるから、この九つの官爵も、或いは天子の側近なるを示し（帯職官）、或いは位階を示し（階官）、或いは俸祿を示し（寄祿官）、或いは実職を示し（差遣官）、或いは功勲を示し（功臣号・勲官）、或いは爵位を示しているので、これを官銜に旁記すれば次のようになる。

功臣号	帯職官	階官	寄祿官
推誠保徳崇仁翊戴の功臣・観文殿学士・特進・行兵部尚書・知青州軍州事・兼管内勧農使・充京東東路安撫使・上柱国・楽安郡開国公			

差遣官	勲官	爵位

ところで、先にも述べたように、官爵＝栄誉はこの文を構成する重要な要素であるが、独りこの文に限らず、宋代以後、独裁君主制が発達すると、君臣間の身分関係を表示する官爵は、極めて重要な意味を持つようになり、士人は好んで自己の有する官爵名を肩書として列挙し、その栄誉を誇るようになる。そして、欧陽脩の場合は、この長々と書き列ねられた官銜が、自己の栄誉を誇るものであると同時に、引いてはそれが父母先世を顕彰する所以でもあった。さればこそ清呂晩邨選評日本関機校点『唐宋八大家文読本』（明治九年版権免許）の本文には、

荆川（明、唐順之）云う、列銜亦た是れ文字に関係あり。

と旁註を施し、『漢文大系』本には、

以上第六大段、欧公の官銜を備書す。父母を顕わすの碑、之を欠く可からず。

と夾註（三島中洲）を施している。実は私は、この長々と書き列ねられた九つの官銜の筆法ないし含意を、換骨奪胎して成ったものが子規の文の最初にある「正岡常規又ノ名ハ處之助又ノ名ハ升又ノ名ハ子規又ノ名ハ獺祭書屋主人又ノ名ハ竹ノ里人」であろうと思っている。これは勿論官銜ではないが、呼称ないし肩書と言ってよいものであり、同時に自己の功業を標榜するものである。そして、このように長々と呼称ないし肩書を書き列ねることが、自ずから父母を顕彰する所以ともなっているのである。

それから、瀧岡阡表の文でもう一つ大切なのは、右の官銜のあとに直ぐ続けて「食邑四千三百戸・実封一千二百戸」とあることである。食邑は元来漢代封建の制で、高祖は天下統一の後、諸侯以下功ある者に食邑を与えた。食邑を与えられた者は其の邑戸の収入を以って自己及び家属従属の口食とする。すなわち食邑とは知行所である。三国以後は食邑の制がなく、封建は虚封となり、唐も之に因ったが、特に其の土地の人戸より租税徴収の実権が与えられる場合には之を実封と称した。宋制はこれを承け、皇親・宗室のほか一定の資格ある文官・武官に食邑あるいは実封を加えた。但し注意すべきは食邑も実封も共に空名であり、本人の実際の収入には全く関係のないことである。しかし、その字面より見る限りは、これが本人の実際の収入であるかの如くに見える。

さて、子規の文ではこれに相当するのが問題の「月給四十圓」で、それは「日本新聞社員タリ」と不離一体のものであることは言うまでもない。それ故、普通の順序からすれば、「日本新聞社員タリ月給四十圓明治三十□年□月□日没ス享年三十□」となるべき筈の所である。しかるに「月給四十圓」が、「日本新聞社員タリ」と切り離されて一文の最後に出てくるのは、其の月給のもつ意味を特筆する所以ではあるが、言葉の順序としてはいかにも不自然である。しかし、それが抑々瀧岡阡表の影響を受けていることを示す有力な証拠で、この一文をどう読み取るかに関わってくる最も大切な所である。そして、子規にとっての「月給四十圓」は、欧陽脩が「脩始めて祿を得て養う」

といった気持と一脈相通ずるもので、その「養う」ところの実態を示したものと解される。したがって其れは、幼少時を叙したかの「母大原氏ニ養ハル」と前後相応じ、極めて意味慎重な表現と思われるのである。

以上、瀧岡阡表の文と大龍寺阡表の文を比較し、その構成要因に共通する所のあることを指摘した。最初に言ったように、森鴎外は、子規のこの一文を評して「随分面白い」としているが、それは人の意表をつく其の内容と文体にある。そして、それが瀧岡阡表を下敷きにしたものであると考えると、なる程と合点が行くのである。前出、呂晩邨選定評『唐宋八大家文読本』には、

荆川の文編に、之を評して変と曰う。正に其の、他の墓表と同じからざるを謂うのみ。

とあり、井上揆纂評『唐宋八大家文読本』（明治十二年一月出板）には、

山陽云う、文体極めて変、文情極めて正、

とある。瀧岡阡表は、普通一般の墓表とは異なる構成であり、それは正体ではなく変体である。それを下敷きにし、換骨奪胎して成ったと思われる子規の一文が、正体でなく変体であるのは、蓋し当然の帰結であろう。

あとがき

唐宋八大家とは、韓愈・柳宗元・欧陽脩・蘇洵・蘇軾・蘇轍・曾鞏・王安石の八人を指す。この中で韓愈と柳宗元とは唐代の人であるが、欧陽脩以下の六人は宋代の人である。古文は韓愈によって唱道されたが、宋代に入って欧陽脩がこれを鼓吹してから一代の文風を成した。そして、蘇洵とその二子軾・轍のいわゆる三蘇、及び曾鞏・王安石も、みな欧陽脩の推奨によって世に出たのである。欧陽脩は、唐宋八大家の一人というよりも、その領袖といった方がよい。ところで、その文章については、星川清孝氏が『新釈漢文大系』本の解説の中で、

欧陽脩の文章は格調高く情感豊かであって、「醉翁亭記」「瀧岡阡表」などに彼の作風がよく表れている。

と言っている。瀧岡阡表は、格調高く情感豊かな欧陽脩の文章を代表する名作であり、それは同時に唐宋八大家文を代表する屈指の文章である。

ここで最も注目すべきことがある。それは、子規は河東静渓の家塾でこの唐宋八大家文の講義を聴いていることである（柳原極堂『友人子規』六五―六七頁）。その時、瀧岡阡表が読まれなかったとは到底考えられないし、之を読んで子規が感銘を受けなかったとは到底考えられない。そして、どうして碑文の原稿を河東銓に送ったか、その理由も明らかになるように思う。実を言えば私も松山中学校でこの瀧岡阡表を教わった。私はこの文章が大変好きで、当時は全文を暗記していた。特に最後の熙寧三年歳次庚戌以下の官爵名を列挙した所は、繰り返し巻き

返しこれを口ずさみ、冒頭の二、三行と共に今でも随時口を衝いて出てくる。私が、子規の一文にこの龍岡阡表の影響を強調するのは、こうした自己の体験に基づくのである。

（特別寄稿、奈良女子大学教授、会員）

第八十二回子規忌献詠

（五十音順）

秋陽照る御寺賑はし今日子規忌　秋田野曲亭
正宗寺子規忌近づきバス満てる　秋山　操子
間に合はぬ糸瓜の水を忌に供ふ　泉　美智子
垂る糸瓜松山育ち子期忌かな　宇都宮松子
へちま忌に不参のわびの句短冊　宇野つや女
南海道大秋晴の獺祭忌　小原冬耕子
糸瓜忌やひとり静かに香をたき　片山　月石
横顔のうつしゑ古りし獺祭忌　金村シゲ子
糸瓜忌の糸瓜を托し遍路立つ　菊池耕子楼
栗の実落つる日なりし獺祭忌　木戸　一子
二階まで登る糸瓜や獺祭忌　久野　隆代
糸瓜忌や愚陀仏庵に旅の人　久保　水々
子規の忌に侍らん老の杖ついて　古茂田文子
天高し八十路尊き子規祀る　重松　虚舟
糸瓜忌や鶏頭活けて居士偲ぶ　島崎　年和
あす切って供ふ糸瓜に水をやる　橘　里風
絶筆に野菊供へて子規祀る　鷹野　政子
句修行の歩みは遅々と獺祭忌　田中　幸子
獺祭忌机上に子規の画集置く　王乃井和子
うけつぎてつぎてまつらむ獺祭忌　筒井　梨栄
子規逝いて八十二年の遠忌かな　外山覚太郎
舞ふ蝶に動かぬ雲や子規忌来ぬ　外山ハル子
草の戸の糸瓜は日焼け子規忌来る　中川八重子
御講話うなづき聴いて子規忌日　西本　修子
玻璃越しの月光硯に獺祭忌　二宮千鶴子
水澄むや子規散策の道たどる　平松　好乃
雨降らず子規忌の糸瓜いびつなり　二神　ヒサ
糸瓜忌や句作の弱音吐くましく　光藤小枝子
白萩の侍づく句碑や子規まつる　村上　和鴻
横顔を撮りし写真話獺祭忌　和田　沙子
城映えて八千草にほふ獺祭忌　渡部　春汀
糸瓜忌やひとりよかりの句を詠みて　渡部　芳子
君逝きて八十一年その日の如く雞頭の朱心にぞ沁む　弘田　義定
子規忌にと咲くを待ちたるめでたさに供へたのしむ　八木　米蔵
ほとゝぎすの花

子規最後の写真を写した人

―春光堂納屋才兵衛の再発見―

古賀蔵人

春光堂主からの手紙

昭和三年十一月一日、秋晴れの朝、学生服の私は神戸から初めて松山を訪れ、正宗寺の子規堂の子規勉強の間に端座した。部屋の仏壇に、子規の横顔写真の四つ切り引き伸ばしが、黒漆縁の額におさめて安置されていた。台紙の「上根岸春光堂」の文字が目について、その時は何気なくノートに書き付けた。

この松山訪問が私を子規に終生結び付ける契機となった。

昭和五年六月のこと、私はあらましの所書きで春光堂あてに手紙を書いて、その写真（明治三十三年十二月二十四日、蕪村忌句会の翌日撮影）について、当時すでに三十年も昔になっている撮影時の様子などをたずねた。

二十日ほど経って来た返事で意外に詳しい事がわかった。

「お問い合せの子規居士横向き写真は当店にて撮影仕り候ものに御座候。撮影者は当店先代（納屋美算、当時は納屋才兵衛と言いしやに思い候）にて、当年八十四歳にて現存致し居り候。当店ら出張致し、奥座敷の中に椅子を置き、書割（筆者注、バック）は無地のものを当店より持参し、御承知の如く当時子規居士は病中にて寝巻のままようやく椅子に這い上がり（椅子は正岡邸にありしもの）、椅子のやや横にかけ、後のもたれへ手を抱くようにしっかりと置き、横向きを撮影せしものに候。何分日本座敷の間には写度をやや長く要するわけにて、その間病中の人が微動もせざりしは、御大儀の事と察し申し候。その際、暗き方へ向きたる横と、明るき方を向きたるものと、二枚撮影致し候も、居士は暗き方を向きたる横顔を非常にお気に入られ候次第にて、現在ある写真は暗き方を向きたる横顔にて候。同原板はその後見失い候も、たしか二枚掛け（注、キャビネ二分の一）くらいの大きさと覚え居り候。」

この手紙は、当時も発表し、また近くは講談社「子規全集」別巻②（昭和五十年九月）月報の拙文でも紹介した。

三重写真会のリーダー

子規の横顔写真撮影の情景がありありと目に浮かぶほか、それを写した写真師が、納屋才兵衛、晩年は美算と称し、昭和五年に八十四歳の長寿を保っておられることを知った。

しかし納屋才兵衛という名は、それから約五十年、ほとんどそれだけの重みのまま私の脳裡にあった。

ところが近ごろ、子規がベースボール姿などの写真を写した東京新し橋際の丸木利陽写真館に関連して、明治の写真界をあれこれ探っているうちに、ふとなつかしい納屋才兵衛の名に巡り合った。

「日本写真史年表」（講談社刊）の明治二十九年十一月の項に、大日本写真品評会（会頭侯爵徳川篤敬＝水戸徳川の当主）が会員の優秀作品数点を皇后陛下に献上した中に、納屋才兵衛作「千網」があって目をとらえた。そして、久しく見過ごしていた才兵衛その人を、改めて見直そうと心が動いた。

右の年表書には、写真師たちの誕生年がかなり拾われているものの、納屋才兵衛は洩れている。しかし才兵衛の場合、さきの春光堂の手紙に昭和五年に八十四歳とあるので、逆算して弘化四年〔一八四七〕、黒船来航の六年前の生まれとわかる。

生国は美濃か、伊勢かであろう。あとで述べるように、才兵衛の師匠は美濃の写真師であり、そのまた先生で、かつ才兵衛の親戚でもある人が、伊勢出身で、美濃で名を成している。才兵衛は伊勢桑名で開業したが、晩年に美算と称しており、あるいはその号は美濃にちなむのかも知れない。

その経歴について、「線」とはいえぬわずかの「点」が、さきの「日本写真史年表」に見当たる。

明治十二年に、納屋才兵衛（小島柳蛙門人）が伊勢桑名で写真館を開く――とある。才兵衛、三十三歳。柳蛙は明治三年に岐阜で写真業を開き、岐阜の写真の開祖とも言われている。

飛んで明治二十八年十月下旬、たまたま子規が奈良に「柿くへば――」の旅をしているころであるが、納屋才兵衛が中心となって三重写真会を創立したと年表にある。小西六写真工業から出た業界史によると、同会は会員十名、年四回集まり、新しい器械や技法の研究をし、小西もこれを後援したという。

その翌年、明治二十九年十一月に、さきほどの大日本写真品評会の皇后陛下への献上作に、納屋の作品「千網」が選ばれたのである。画題から見て、桑名近傍、伊勢湾の浜辺で写した漁村風景であろう。この年、才兵衛は五十歳である。

それは彼が三重写真会を起こして約一年後のこと、このころはまだ桑名で営業を続けていたと見てよかろう。

かつて春光堂からの手紙で、往年の店主納屋才兵衛の名を知らされていたお蔭で、その人の前半生の輪廓が、おぼろげながらこの程度に浮かび上がって来た。

東京根岸に移った時期は？

伊勢桑名で頭角を現わしていた彼が、やがて東京に進出するのだが、それはいつの事であったろう。

明治三十三年十二月の蕪村忌句会当日の子規抜きの集合写真や、翌日の子規の横顔写真が、春光堂の手に成っている時点から、根岸の春光堂の存在がどれだけさかのぼれようか。

前年の十二月二十四日の蕪村忌の子規をふくむ集合写真は、これも春光堂の台紙付きの写真が現存しているので、そこまではたしかである。

子規庵の蕪村忌は、明治三十年十二月二十四日にその第一回が催されている。当日は縁側で二十名の集合写真と、子規ひとりの分が写された。この写真は台紙付きの原物を見たことはないが、単独写真の子規の裏書きの図版を見ると、台紙裏の意匠に「玉翠館気賀秋畝」の文字があり、撮影者は神田お茶の水橋角（西紅梅町九）気賀小六郎（丸木利陽門）である。

気賀の写真館では、前年十一月に、子規、鳴雪、碧梧桐、虚子らが、東北へ赴任する紅緑と一緒に写場に出かけて記念撮影をしている。そんなじみもあって、気賀はお茶の水から根岸へ、ちょっと距離はあるが出写しに呼ばれたのであろう。

かく照らし合わすと、明治三十年十二月には玉翠館気賀が写し、三十二年十二月には春光堂納屋に変わっている。そこで中間の三十一年十二月二十四日の第二回蕪村忌が問題となる。

その日は、子規みずからも「小会」と記し、参加者も十名とちょっと、前後の蕪村忌に比べて小規模である。そして「ホトトギス」の会合記事にも写真撮影の事は見えない。参会した大谷繞石も、「俳諧雑誌」（大正九年十月）で「写真は撮らなかったように思う」と回想している。

他方、昭和五年七月に私が別の必要から子規庵内の寒川鼠骨に呈書して、三十一年の蕪村忌の写真の存在如何などをたずねたところ、「撮影写真有之」と返事をもらっている。しかし何人からも三十一年の蕪村忌の写真が発表されたことは、どうも今までにはないようである。

近ごろ私は、三十一年の蕪村忌には、やはり写真は写されなかったとの印象を持っている。というのは、翌三十二年の蕪村忌を前に、同年十二月十四日子規から水落露石あてに出した手紙に、「今年は蕪村忌の写真をとり度と存居候」と、ことさらに書いているからである。

とにかくこの空白期、明治三十年蕪村忌のあと、三十二年蕪村忌までの間の、三十一～二年ごろに、納屋才兵衛は伊勢桑名から東京根岸に出て来たのではなかろうか。もっともこれは、決め手不十分な推定であるが――。

「春光堂」の名は桑名以来か

地方とはいえ三重県下で、ひと角の進歩的写真師であった納屋才兵衛が、東京に出て店開きをするに当たり、芝・浅草や本郷・神田と商売向きの土地がいくらもあるのに、根岸の里を選んだのはなぜか、わかりかねる点ではある。

さて春光堂と名乗ったのは、ウグイスの名所の根岸にちなんだのであろうと、久しくそう思っていた。

だがこのほど、横顔写真を台紙もろ共にながめていて、オヤと目を凝らした。おなじみの写真の下の台紙の意匠を御覧ねがいたい。大小二個のハマグリの大きな方の口から出た一条の煙

の中に、「東京下谷上根岸春光堂製」の文字が流れている。

ハマグリは桑名の名物、俳諧書「毛吹草」の諸国の名物中に「桑名蛤」とあり、「東海道膝栗毛」の桑名の宿にも焼きハマグリが登場する。俳句ではハマグリは、春の季物である。

大ハマグリ（蜃）が気を吐いて生ずるといわれる蜃気楼は富山湾が有名だが、伊勢湾にも現われ、やはり春の事象である。

ハマグリの口から春光堂の文字が立ちのぼっている思い付きは、桑名以来のものであったのに相違ない。

ついでに思い浮かぶ子規の句を添えると、

蛤の吐いたやうなる港かな　　明治29年

雀蛤となりぬ此夕蜃気楼　　同　30年

蛤の口より伊勢の初日哉　　同　34年

もっとも、「春光堂」の名からウグイスの根岸を連想したのは、全くの思い過ごしではなかった。

大正三年六月のこと、子規の母堂と令妹が、少年加藤忠三郎を養子に迎えて間もなく、大龍寺の子規の墓にもうでて、記念撮影をした写真がある。それをごく最近子規記念博物館内の研究資料室で拝見すると、台紙の下右の春光堂のネームは草花模様で囲まれ、もうハマグリはない。そして下左に「常聞鶯聲」の文字が、方形のワク入りで印章のように置かれている。

ただしその四文字も、十年後の台紙では消えている。根岸とてウグイスがやすやす聞けぬ時世となったからであろうか。

春光堂は子規庵から一町余りの近い所にあった。明治三十年代の根岸附近の地図が「子規全集」別巻②の口絵にある。その正岡家からウグイス横丁を北へ抜けて通りに出、左へ折れてすぐ右へ曲がると、音無川の本橋へ出る。橋の手前右側、一二七番地に「シヤシンヤ」とあるのが、春光堂と受け取れる。

この写真館は、陸羯南家も使っていたようだ。四女の巴さんも「仰臥漫録」に出ている朝鮮服を着て、「近所の写真屋」に写しに行ったと語っている。（「子規全集」⑪月報）。

秘蔵の慾齋の肖像写真と推朱カメラ

納屋才兵衛の直接の師匠が、岐阜の草分け写真師小島柳蛙であることは、さきほど述べた。

柳蛙の先生については同時に一言触れておいたが、蘭方医、かつ植物学者として著名な飯沼慾齋（天明三年〔一七八三〕伊勢亀山生まれ、慶応元年〔一八六五〕大垣で没）である。ことし、生誕二百年になる。少年時に美濃大垣に出て、やがて親戚の漢方医飯沼家を継ぎ、のち医は蘭方に移った。「慾齋」の名の由来はわからないが、まるで好奇心の塊かのように響く。

慾齋は蘭書によって写真術を研究した。それは嘉永五年〔一八五二〕の事という。当時、親戚の才兵衛は六歳のこどもである。慾齋の写真術は独学であったろう。時代的には、信州人佐久間象山がやはり蘭書により写真術の研究に着手したのと、同じころである。日本の写真師の祖ともいわれる長崎の上野彦馬も、横浜の下岡蓮杖も、まだ写真の道に入ってはいない。

さきの小島柳蛙が慾齋に写真術を学んだのは、十年後の文久二年〔一八六二〕といわれる。その三年後に慾齋は他界した。慾齋は写真について何も書き著わしていず、また自身が写したという写真も知られていない。

その写真術の形見といえば、彼に教えを受けた柳蛙が、入門した年に師匠の写真を写している。多分その写真であろう、慾齋の坐像の珍しい写真が残っていて、写真史の本に見かける。そして石黒敬七著「写真文化図譜」（昭和十八年）に掲げてあるその写真には、「春光堂納屋写真館所蔵」の説明がある。

才兵衛は七、八歳の童児のころ、慾齋が写真術をやっていたのを知っており、写真専門家の秋山轍輔（小西六）は、その事実を大正になって才兵衛から聞いている。

才兵衛と慾齋とはおじいさんと孫ほどの年の開きがあるが、慾齋が慶応元年八十三歳で死んだ時には、もう十九歳になっていた。だからその間、写真術の手ほどきを受ける機会があっても不思議ではない。

しかし才兵衛は、それらしい話はしていないようだ。したがって彼は柳蛙の弟子で、さかのぼれば慾齋の孫弟子ということになろう。だがその才兵衛の手元に、柳蛙撮影と見られる右の慾齋の肖像写真が永く秘蔵されており、彼は写真術の系脈としては、まがう方なく名門飯沼慾齋の直流と言えよう。

日本の写真史のスポットライトの一つが、納屋才兵衛に当たっている。それは幕末・明治初期の珍重資料と言われる、推朱（ついしゅ）写真機にかかわる。西洋新伝来の技法の写真機の暗箱の外側を東洋の美術的な推朱（朱漆の彫刻）で飾ったもので、いつ、何人が作ったものか知られないが、数個は存在したことが察せられる。その一つが何かの由来で才兵衛に秘蔵されていた。

かつて一個を佐久間象山が所持していたのはたしかで、遺品は昭和の初めころまで信州にあった。その後所在不明である。

また写真関係のコレクションで知られた石黒敬七は、昭和十五年ごろ横浜の道具屋で、旧蔵者不明の同種のものを入手しており、これは同家のコレクションに現存する。

飯沼慾齋も使っていたらしいという説がある。

才兵衛の所蔵器は、まず大正六年に桑名から取り寄せて上野の写真史料展に出品された。その品は幸いに関東大震災にも無事で、以後大正十四年、昭和十二年の東京の写真の記念展でも会場を飾った。その貴重な資料のその後の消息が聞かれない。戦火に消えたのであろうか。

右の出品には「桑名藩主松平公の使用せるものといわる」との説明書きがあったという（石黒敬七「写真文化図譜」）。

桑名藩の幕末の藩主は年若い松平定敬（あつき）であるが、公は維新の乱に幕府の側に回り、そのとがで明治二年八月から四年三月まで、隣藩、津の藤堂家に謹慎お預けとなる。同家のあるじ高猷（ゆき）公はかの上野彦馬を一時藩中に留めたこともあり、舎密学や写真術を熱心に奨励した君主として知られている。桑名公の写真趣味は、あるいはその謹慎生活につながるのかも知れない。

しかしそれは、わからないからの想像で、才兵衛自身、推朱器の由来について、詳しくは語っていないようだ。

写される人・写す人

以上に述べた納屋才兵衛像には、取り立てて新しい発見とてはない。しかし、子規の横顔写真を写した彼の上に、斯道の先覚飯沼慾齋の流れを引くも一つの姿を重ね合わせると、再発見の感を覚える。

目なれた子規の横顔写真を、ここで改めてながめよう。

子規は母や妹に抱き支えられ、病室から隣りの八畳の座敷にはい出て、冒頭の春光堂からの手紙にあるように、

「寝巻のままようやく椅子に這い上がり椅子のやや横にかけ後のもたれへ手を抱くようにしっかりと置き」

微動もせず前方を見つめている。

そのころ「左腹部に新たに疼痛を覚え」（「ホトトギス」消息、⑫651）はじめていた子規にとり、それは左腹の痛みをかばった、ヤットコサの姿勢であったろう。

その子規の前に、納屋才兵衛は多分庭の明かりを背にしてキャビネの暗箱をすえ、かぶった黒い布の中でピント硝子に逆さに写る横顔をにらんでいる。五十四歳、写真師歴二十一年、皇后陛下への献上写真の作家という自負をも秘めて。

この息詰まるような一刻――。

才兵衛は、子規の苦痛を察しはしても、病人まかせ、ただ迅速第一に写し終えようとはしなかった。

子規が大原家に送った写真の台紙の裏書きに、

「苦しき思いをしてヤット腰から上を起せしものを、写真師は胴が屈み込み居れりなど注意するものから、成るべくは之を伸ばさんとして思う様にも成らず……」（極堂「正岡子規君」、別巻②121）

彼は写真師の良心から、遠慮しながらも最少限の注文を出している。そして、椅子の背を抱きかかえた子規のからだはほとんどそのままに（正岡律、昭和五年十月小生あて書簡）、「暗き方へ向きたる横」と「明るき方を向きたるもの」と、二度シャッターを切った。

程経て春光堂が見本に焼き付けた二手の写真を持参すると、子規は左右見比べて、暗い方へ向いた横顔を採った。採らなかった分は、今日ではたれも知る人とてない、まぼろしの写真となってしまった。

その横顔写真は、親しい人々の一部に好まないとの声も残ってはいるが、才兵衛が窮屈な条件のもとに精魂こめて写し、かつ子規がその中から自分を見すえる眼で選び採った所産で、子規の代表像としての永い生命もそこに生まれた。

（昭和五十八年子規忌記念講演内容にもとづき起稿）

（子規研究家、西宮市門戸荘一〇―二二）

三好風人 ―人と句画―

白田三雅

三好風人は昭和三年一月に自ら命を絶ったが、その句作・画業は子規山脈の裾野の一角をなすものと思われ、歿後五十五年を経た今日、ほとんど烟滅しているその業蹟を顧ることによって、子規顕彰の一端ともなろうと感じ、伝聞を取りまとめて彼の人間像をうかがうこととした。これを機に今後その詳伝を得られれば幸いである。

一　生いたち

彼は温泉郡生石村大字高岡五五八番地（現松山市高岡町）の材木商、三好佐太郎の長男・陳太郎として明治一八年八月一八日に生まれた。つぎのページの家系図に示すように、姉一人、妹二人の四人兄妹で、当時近所では珍しい数奇屋造りの家に住み、父は新しい考え方をもって教育熱心な人で、姉妹も松山の女学校に通学させており、生活は中流ながら温かい家風であったようだ。

二　中学時代

彼は、明治二十四年生石小学校に入り、松山中学へは同三十四年入学、近くの素封家・清水茂保氏とは終生の友として交わった。このころ文芸熱におかされ、句・画・作文を校内誌「鉄嶺」に発表して好評を得、将来文芸で立つ決意をしたようだ。この「鉄嶺」とはどんなものか明らかにし得ないので、ご教示願えれば幸いである。中学四年のとき、茂保氏と示し合わせて中退し、北海道に出奔したが、間もなく茂保氏は帰省し、彼は一人残って画を描きながら旅を続けたとされている。

三　放浪時代

彼のこれからあとの消息ははっきりしない。聞くところでは、その歿後、三個の櫃にぼう大な写生帖・日記・書簡・家計簿などが残されたというが、歿後保管に当たった甥和田博氏が戦後外地より引揚げたとき、鼠の巣となっていた櫃をそっくり焼き棄てたという。しかし、大正初年には東京で朝日新聞の記者をしたとも伝えられ、また、当時関東都督府陸軍部の土肥原賢二氏（後関東軍司令官、陸軍大将）よりの書簡十数通もあった由、大正二、三年ごろは東京の保善社（安田系）に勤務し、呉・吉浦に住んでいた。このときの勤務先が造船所か銀行か不明であるが、妹繁栄が炊事洗濯によく行ったようで、のちに訪れた後嗣厳氏の父（姉婿）は、大きな邸に住んで進水式帰りの風人の立派さに驚いたとも伝えられており、このごろ日本鉱業社長の

三好風人略系

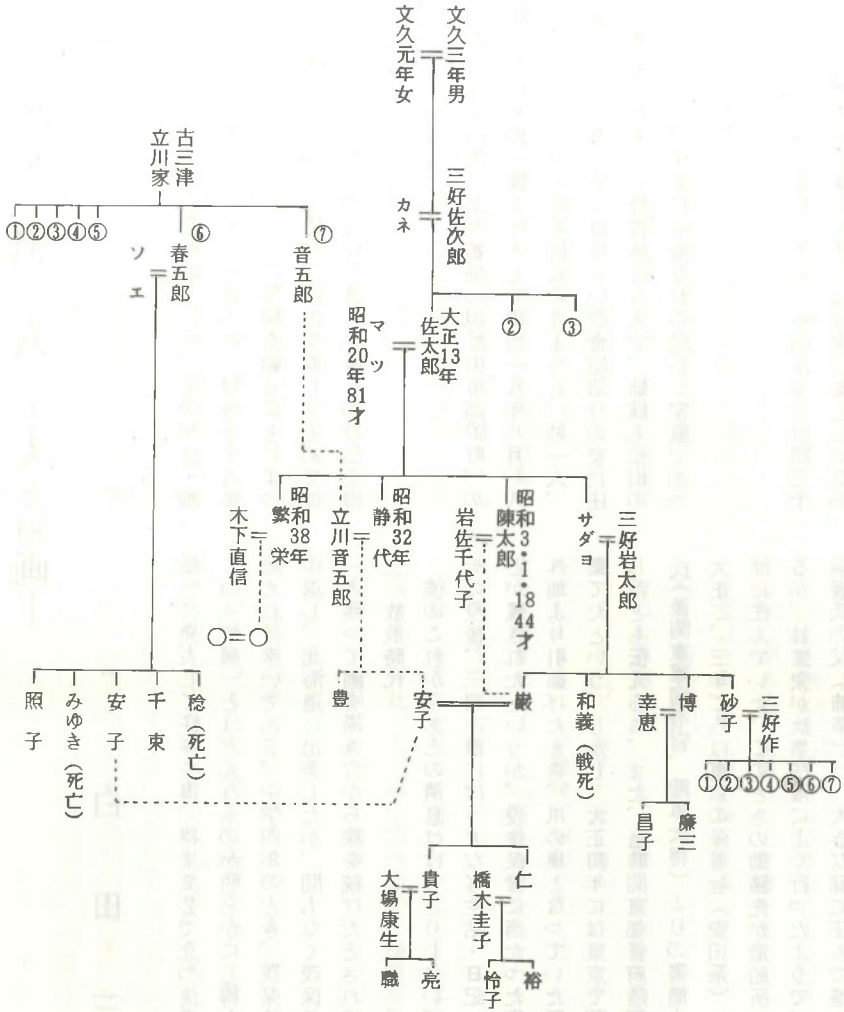
文久元年女
文久三年男
カネ
三好佐次郎
②
③
大正13年
佐太郎
マツ
昭和20年81才
古三津
立川家
①②③④⑤
⑥
春五郎
ソエ
⑦
音五郎
昭和38年
繁栄
木下直信
○=○
立川音五郎
昭和32年
静代
岩佐千代子
昭和3・1・18
陳太郎
44才
サダヨ
三好岩太郎
照子
みゆき（死亡）
安子
千束
稔（死亡）
豊
安子
巌
和義（戦死）
幸恵
博
砂子
三好作
①②③④⑤⑥⑦
昌子
廉三
貴子
大場康生
仁
橋木圭子
職
亮
怜子
裕

久原房之助氏の知遇を得たとのことである。

唯一の生存門人で今年九三歳になる瀬戸丸毛人氏によれば、風人が北条に来たのは二回で、第一回は大正二年ごろ、村上霽月翁の紹介状をもって仙波花叟氏を訪れ、その途中で石燈籠を写生したのを見て花叟氏がほれ込み、井手医師など当時の文化人に働きかけ、大黒屋旅館に個展を開いて好評を得た。初め彼は大黒屋を宿にしていたが、やがて毛人氏の妹婿で絣屋の渡部喜三郎と意気投合し、よく往き来した。又、正岡村長をしていた寺井吉正氏とも交わり、その家に招かれたとき、青木月斗と潮来に遊んだとき覚えたと言って、

潮来出島の真菰の中であやめ咲くとはしおらしや

を唄いかつ踊ったという。ある時、花叟氏の勤める銀行で画の指導をしたとき、露芋を根こぎにして、これを五筆で描き人々を驚かせたという。

清女お前と別れともない天の川

この句は、当時、東京の郊外の豪農の嫁であった清女が、家庭の事情で此島料理店に芸妓（芸名チャラ助）をしていて出会い、うまが合ったのか、七月ごろ鹿島に舟遊びをして

崖の百合に女は舟を下りし哉

と詠み、灘波の高土手に掛った吉伝のデコ芝居を見せて、早く婚家へ帰ることをすすめたという。「別れともない」の句は清女が風人の真情に感じて東京へ帰るときの句である。

この折は一か月ほどで呉に帰り、二度目は大正十一年ごろ、父の病気（糖尿病）見舞いのため、相生丸で北条に着き、前記渡部喜三郎氏とパッタリ出逢い、そのまま知人を巡って一週間もたったころ、生家では池田町と電報で連絡して帰省を知り、妹が花叟氏を訪ねて居場所をたしかめ、渡部宅を尋ねたところ、「ア、父の見舞いに来たのを忘れていた。」と叫んで共に帰ったという。彼は常に手帖を懐にして、写生、句作に励んだとは毛人氏の談である。

四　結婚前後

彼は、大正七年五月十三日、岩佐千代子と結婚して松山の生家や呉、そして大正八、九年ごろは千舟町に住んだようだ。千代子は、美人とはいえないが、ふっくらと色白で気品の漂う人であった。風人が写生に立寄った米子市皆生の彼女の生家（清風荘、岩佐宇吉の長女）で知り合い、馴染んだらしく、彼によく仕え夫婦仲もよく、池田に住んでからは飲み屋まで一緒に行ったようだ。新婚時代はよい着物も持っていたが、大阪時代は生活も苦しく、豆腐、コンニャク半丁などの買物が家計簿に残されていたようだ。彼は、松山へ来た折はよく道後の八重垣旅館に泊り、森盲天外翁とも親しかったと家人は言うが、くわしくはわからない。大正十一年五月に松山を引払い大阪へ出ているが、それまでは村上霽月翁に師事し、その肝入りで米周呉服店で個展を開くなどの支援を受けている。上阪の折に「翁に一筆残すべきをついつい描き得なかった」と詫びた手紙が残されている。また、玉木北浪氏が大正十年ごろ広島から帰り俳誌を

出したいと相談があったとき、直ちに霽月翁に指示を求め、その支援で『葉桜』が発行されるや、彼も選者として参加している。

五　大阪時代〜終焉

大正十一年五月下旬大阪に出た彼は、青木月斗に師事し句作と画業に努めたが、ある時政治を批判して大阪を追われ、府下池田町（現池田市）の稲東芝太郎翁を頼ってここに定住する。稲東翁は「聴松軒」と号し当地きっての文化人で、河東碧梧桐はじめ多数の文人を庇護したという。彼はここで、呉羽吟社唐船会や、宇治電器ＫＫを拠点とする宇田会のリーダーとして着々その地歩をかためる。この間よく古画の模写に精進し、とくに与謝蕪村、松村月渓の作品に接し、その筆意を究め、俳画に一生面を拓いたと伝えられ、多くの作品が池田市に残されている。かくて風人は将来を嘱望されるようになる。たまたま昭和二年の秋、師月斗の夫人が門人と北海道に出奔したのち、直ちに大阪南の十九歳の芸妓を落籍、後妻に迎えたのを知るや、毎朝一番の電車で池田を出て月斗庵の門前に現われ、その不義をなじること二週日に及んだことを、池田市史編纂委員の島田福雄氏が報じている。彼はこの如くその性純直で、ことに他の悪口は言わずおおらかな人柄であったが、この時ばかりは厳しい姿勢であったようだ。この彼の性格からか、生活は常に苦しく、債鬼に責められることも多かったが、「武士は喰わねど高揚子」で面に出さなかった。昭和二年末ごろから神経が昂ぶり、前記茂保氏がわざわざ見舞いに訪れているが、昭和三年一月十八日の深更、かみそりで動脈を切り、近くの猪名川にある唐船ケ渕に身を投じて、その四十四歳の生涯を閉じた。

池田町の同人痛くこれを惜しみ、同月二十九日は追悼句会を、七月に遺句集『寒牡丹』を出版。翌四年五月五日、同町大広寺に記念碑建立と遺墨展を兼ねた追悼句会を開く。大阪では、青木月斗を中心に、翌五年六月三十日、東住吉区臨南寺に、

方丈に机たゞある若葉哉　風人

という句碑を立て、遺墨展と句会を催している。さらに驚くべきは、昭和十六年十月二十六日にも池田で追悼句会・遺墨展が弁当持参で催され、いかに彼が愛されたかを示している。この余波とも言えようか、さる七月の子規記念博物館での風人展に、はるばる大阪河内長野市から多田蕉風氏が風人遺墨持参で訪れ、句碑建立に努めた旧友松谷鶴人に見せたいと涙し、また、池田市の元家主であった岸上宏平氏が、池田の人々を代表して馳せつけ、彼の遺作に懐かしんだのを忘れることが出来ない。

六　その人と作品――子規敬慕――

風人は池田・大阪の同人から慕われただけでなく、松山の俳界でも多数の愛顧を受けたことは、彼の歿後、池田での追悼句会に、霽月翁をはじめ、三由淡紅・堀田北田・木原魚鱗・三好羊我・松永鬼子坊・西岡十四王・松田大童・秀野秀華・森連翠・井下猴々等二十余名が献句していることで明かである。彼は、おっとりとした中にも気りんを見せ、非常な努力家であったが、

反面ノン気でもあり、他人の悪口は言はぬが作品について厳しい批判をし、よく人々に重んぜられたという。その子規を慕ふ心は、ホトトギス全盛時代の当時、あえて子規に還ることを訴え、大正七年第二十一回子規忌に、

いつまでも暑き野の照糸瓜垂る

と献句し、玉木北浪が『葉桜』を出したころこれに説き、野間叟柳氏をおし立てて「子規聖跡巡拝俳句行」を実現させ、自らも参加している。この挙はなお四、五年も続けられている。

また、河東碧梧桐は彼の人柄を愛したともいう。その句はのびやかに繊細でなかなかうまく、人を引きつけるものをもっており、その画は花や野草を好んで描き、写実的であり、冨田渓仙を思わせる山水もあるが、特に蕪村に私淑していた。風人は、句作では子規をめざし、画は蕪村に迫ろうとしたことは、雾月翁の悼句に、

蕪村談尽きず別れし夜半の春

梅寒み長庚画論世に出でず

と詠まれていることで明かである。その句を抄出すると、

春風や輝きそめし浜の沙

うすものにまるき腕の遊びゐる

虫の聲朝の山影厨にあり

土寒く山茶花にある日影哉

などとある。芸術の世界に遊び、「光を趁うて行く」と歌った風狂の人、風人を再び起たしめたならば、と、その風懐を偲ぶものは筆者のみであろうか。

（昭和五十八年十月例会講演）（会員）

（32Pよりつづく）

○五月八日と九日の愛媛新聞に、「新資料　子規書簡と寿人の杏陰日記」上・下（和田茂樹）が連載された。

○九月一八日、子規記念博物館において、「子規を考える一日」が催され、読書感想文や作文、絵画の入賞作品発表や講話などがあった。

○一〇月一六日から一一月二〇日まで、子規記念博物館において、第七回特別企画展「子規短歌の継承」が開催され、あわせて左の講演があった。

一〇月三〇日　「子規門下のひとびと」　弘田義定

一一月一三日　「子規の和歌について」　森　直太郎

○一〇月一六日、白猪の滝に建立された子規・漱石の二句一基の句碑の除幕式が行なわれた。伊予鉄道㈱の建設によるもので、つぎの二句が刻まれている。

追ひつめた鶺鴒見えず渓の景　　子規

雲来り雲去る瀑の紅葉かな　　漱石

子規の遺言（一）

喜田重行

巨大な古墳から現代の石碑まで、門地や風習や好みなどの違いはあっても、人間はさまざまの墓標をまるで大地に刻印するかのように残しつづけてきた。死というものを生理的・物理的に理解することはやさしいが、死後の世界を断じ去るほど人は誰も驕慢にはなりきれぬ。そこでせめて、この世に生きてあった証をとどめようと、古くから多くの人々が並々ならぬ思いをこらしてきたし、生前に葬礼や墓標について意志表示をしておくことも、格別珍しいことではなかった。

寛政一二年（一八〇〇）七月、伊勢松坂鈴の屋の主本居宣長は、「我等相果候はゞ必其日を以て忌日と定むべし」に始まる長文の遺言書を二人の息子にあてて認めた。

一相果候て送葬迄之間念仏申候事無用に候但し法樹院参候て仏前にて勤致候儀は格別也

一沐浴は世間並にてよろし沐浴相済候はゞ如平日髪を剃候て髪を結可申候衣服はさらし木綿之綿入壹ッ帯同断尤袷にても単物にても帷子にても其時節之服可為候麻之十徳木造り之腰ノ物尤脇指計にて宜候随分麁末にて只形計の造り付にて宜候棺中へさらし木綿之小キ布団を敷可申候随分綿うすくて宜候惣体衣服随分麁末成布木綿を可用候扨稿（ワラ）を紙にていくつも包ミ棺中所々死骸之不動様につめ可申候但し丁寧にひしとつめ候には不及動き不申様に所々つめ候てよろしく候棺は箱にて板は一通り之杉之六分板可為ざっと一返削り内外共美濃紙にて一返張可申候蓋（フタ）同断釘〆尤ちゃんなど流し候には不及必々板等念入候儀は可為無用候随分麁相成板にて宜候（後略）

小林秀雄が「殆ど検死人の手記めいた感じ」というこの遺言書は、宣長という誠実この上ない学究が、日常の思考と表現の手法をそのままに、あたかも講義をしているような口吻で書きとめている。このあと遺言書は、葬列の順序から戒名まで図入りで細々と記し、続いて「本居宣長之奥津城」の石碑の形、高さ、台石にいたるまでいちいち寸法を示し、そこに植える木は「山桜之随分花之宜き木を致吟味植可申候勿論後々もし枯候はば植替可申候」と念を押し、墓地の地取り図や墳墓の完成予想図まで描いている。こうして長い遺言書は、「家相続跡々惣体之事は一々不及申置候親族中随分むつましく致し家業出精家門絶断無之様永く相続之所肝要にて候御先祖父母へ之孝行不過之

候」という家族への注意事項をしるして終わるのである。

宣長はこの遺言書を書いた翌享和元年（一八〇一）九月二九日、風邪をこじらせて死去するが、永年にわたる国学の研究と講義は、死の直前まで普段どおりつづいていたという。だから、この遺言書は、肉体も精神もともに至極健全な状況下での所産であり、そこには微塵の混乱も迷妄もみられない。学問一途の日々の果てに必ず訪れる死というものを平然と見据えた人間の、淡々として明晰な精神の正体をみることができる。

それからおよそ百年、明治三一年七月一三日に、正岡子規が友人の河東銓にあてた手紙がある。

アシャ自分ガ死ンデモ石碑ナドハイラン主義デ石碑立テ、モ字ナンカ彫ラン主義デ字ハ彫ツテモ長タラシイコトナド書クノハ大嫌ヒデ寧ロコンナ石コロヲコロガシテ置キタイノヂャケレド万一已ムヲ得ンコツデ字ヲ彫ルナラ別紙ノ如キ者デ尽シトルト思フテ書イテ見タコレヨリ上一字増シテモ余計ヂャ但シコレハ人ニ見セラレン

子規が自分の死後について意志表示をする最初の文章である。方言まる出しのこの手紙には、「コンナ石コロ」の図が描かれ、次のような墓誌銘が同封してあったのはひろく知られていることである。

正岡常規又ノ名ハ處之助又ノ名ハ升
又ノ名ハ子規又ノ名ハ獺祭書屋主人
又ノ名ハ竹ノ里人伊予松山ニ生レ東京根岸ニ住ス父隼太松山藩御馬廻加番タリ卒ス母大原氏ニ養ハル日本新聞社員タリ明治三十□年□月□日没ス享年三十□月給四十円

手紙も墓誌銘も片仮名まじりの楷書で、手紙の方はなんの気どりもないのびやかな筆致であるが、墓誌銘の方はさすがあらたまった感じの書体である。銓がこれをどう受け取ったかは明らかでないが、遺書とことわっていないものの、手紙の内容といい墓誌銘の同封といい、これは遺言である。

この手紙の翌三二年九月に「墓」という一文がある。「……イヤに静かになった。誰やらクシ〳〵泣いてるやうだ。抹香の匂ひがしやアガラ。此匂ひは生きてる内から余り好きでも無かったが死んで後も矢張善く無いヨ　何だか胸につまるやうで。胸につまるといへばからだが窮屈だね。こりゃ檜の葉でおれのからだを詰めたに違ひない。棺を詰めるのは花にしてくれといって置くのを忘れたから今更仕方が無い。オヤ動き出したぞ。墓地へ行くのだナ」といったふうに「落語生」の署名で書いた落語調の独白である。ところがその最後の部分だけ「子規」の署名で、にわかに文体も改まり、宛名はないが遺書の形になる。

○僕が死んだら道端か原の真中に葬って土饅頭を築いて野茨を植ゑてもらひたい。石を建てるのはいやだが已む無くば沢庵石のやうなごろ〳〵した白い石を三つか四つかころがして置くばかりにしてもらはう。若しそれも出来なけれ

ば円形か四角か六角かにきっぱり切った石を建てゝもらひたひ。彼自然石といふ薄ッぺらな石に字の沢山彫ってあるのは大々嫌ひだ。石を建てゝも碑文だの碑銘だのいふは全く御免蒙りたい。句や歌を彫る事は七里ケッパイいやだ。若し名前でも彫るならなるべく字数を少くして悉く篆字(てんじ)にしてもらひたい。楷書いや。仮名は猶更。

これは『ホトトギス』に掲載されたのだから、いわば天下に公表した遺言である。さきの銓あての手紙と文意はほぼ同じだが、こちらの方がずっと筋が通る。ことに「碑文だの碑銘だのいふは全く御免蒙りたい」と、きっぱり言い切っているところが大いに異なる。銓あての手紙を書いてから一年余りの年月の経過がそうさせたのであろう。

もう一つ、三四年一〇月一五日の『仰臥漫録』に、次のような一章がある。

吾等なくなり候とも葬式の広告など無用に候　家も町も狭き故二三十人もつめかけ候はゞ柩の動きもとれまじく候
何派の葬式をなすとも柩の前にて弔辞伝記の類読み上候事無用に候
戒名といふもの用ゐ候事無用に候　曽て古人の年表など作り候時狭き紙面にいろ〳〵書き並べ候にあたり戒名といふもの長たらしくて書込に困り申候　戒名などは無くもがなと存候
自然石の石碑はいやな事に候
柩の前にて通夜すること無用に候　通夜するとも代りあひて可致候
柩の前にて空涙は無用に候　談笑平生の如くあるべく候

宛名はないが一層明確な遺言である。『仰臥漫録』は子規がふと思ったことなどを、気ままに書きとめたメモであり断片である。新聞連載の『墨汁一滴』や『病牀六尺』のように公表を全く考えないで書きつづったものだけに、そこには近づいてくる死に正面から向かい合った子規の生の姿がある。二日前の一〇月一三日には、母も妹も外出して独りきりになったとき突如自殺の思いが湧き上がり、枕もとの小刀を「ヨッポト手(ママ)デ取ラウトシタガイヤ、、コ、ダト思フテジットコラエタ心ノ中ハ取ラウト取ルマイトノ二ツガ戰ッテ居ル　考ヘテ居ル内ニシャクリアゲテ泣キ出シタ」という極限状況が、枕もとにある小刀と千枚通しの絵とともに記されている。肉体の崩壊によって生理的・空間的な存在を否応なしに否定されようとする中で、子規はひたすらに書きつづけ表現しつづける作業を通して、精神的時間的な存在を濃密に持続させようと、自分自身を使い果たしつつある。『仰臥漫録』はその筆先の炎で灼きこんだエッチングのようである。

この日子規は、さきの遺言の前にこんなことを記している。

天下の人余り気長く優長に構へ居候はゞ後悔可致候
天下の人あまり気短く取いそぎ候はゞ大事出来申間敷候
吾等も余り取いそぎ候ため病気にもなり不具にもなり思ふ

事の百分一も出来不申候

併し吾等の目よりは大方の人はあまりに気長くと相見え申候

人生をあまりに取り急いで病気になり、思ったことの百分の一も果たせなかった来し方を悔やんでいるようにみえるが、最後の一行に、全速力で走りつづけて成し得た仕事の大きさを、シニカルな表現の中に自負している子規の姿を見ることができる。

このあと、この日の『仰臥漫録』は、当時評判になった中江兆民の『一年有半』に対する鋭い感想をのべている。実際に子規がその本を手にして読むのは、三日あとの一〇月一八日になってであるが、新聞の評を見ただけで「材料も大方分り」、それが多分に際物的なものであることを直感したような筆致である。それを裏づけるように、それからひと月余りたって、「命のあまり」という『一年有半』についての評論を『日本』に三回連載し、「評は一語で尽きる。平凡浅薄」とまことに手厳しい結論を出している。頻死の病床にありながらじめじめした翳(かげり)などちっとも見せない子規の、骨太なまずらおぶりの眼には、フランス帰りの知識人兆民の「理」がことさらひっかかって仕方がない。その思いが「吾等なくなり候とも」以下の遺言につらなっていくのである。

この書き出しは、「我等相果候はゞ」にはじまる宣長の遺言書と全く同じ口調である。子規は、大学では国文科に籍をおいたことがあり、文をもって身を立てている以上、宣長という先哲の存在を大きく感じていたことは十分に想像できる。しかも、短歌の革新に乗り出してのち明治三二、三年ごろには『本居宣長翁全集』を読んで、本の余白に書き込みまでしているところをみると、当然宣長の遺言書にも目を通したに違いない。完璧なまでに要件を満たしているその遺言書の文体に、子規は新聞記事のような客観性を読み取り、時代や年齢の相違をこえて心を動かしたことであろう。しかし、いま、子規が宣長の遺言書を知っていようがいまいが、現前する『仰臥漫録』の遺言の一章を読めば、そんな詮索はすべて無用のこととなる。それほどこの遺言のどの項目にも、子規のなまの生活感情がにじみ出ているのである。

宣長の遺言書が、人格をそのままに、微に入り細にわたって要件を列記しているのに対して、子規のそれは簡明で、まことに歯切れがよい。仏教にもキリスト教にも子規が強い関心を示した跡は、書き残された多くの文章の随所に見られるが、時に「行く秋や我に神なし仏なし」と自嘲めいた詠嘆をもらし、その果てに「痰のつまりし仏」となっていくほぼ一年前のこの段階で、この遺言は写生を唱えた子規にふさわしいリアリティで貫かれている。「家も町も狭き故」といわれれば、鶯横町の狭い小路のつづく佇(たたず)いや、客のないおりは母と妹と三人だけのひっそりした病者の家の襖(ふすま)かげなどを、誰もが思わずにはいられない。戒名のくだりでは古人の年表づくりで長たらしい戒名に手こずらされた子規の、まるで職人気質のような実感が伝わっ

てくる。自然石の石碑はいやだと断乎断ったあとは、通夜は交代でしてほしいと細かい心づかいをしてみせる。かと思えば、「柩の前の空涙」などと、死にゆく者と生き残る者とを隔てる深淵を覗いてきたようなことを言う。子規の肉体はすでにぼろぼろになっているのに、精神は微塵の衰弱もみせず、文章の端々に余裕をもって横溢している。

さて、墓誌銘の同封で有名な河東銓あての手紙に戻らねばならぬ。この手紙は、まず、前月六月三〇日に銓からシャンパンを届けられたことへの礼から始まる。「シャンパント扇アリガトーシャンパンハアノ日柳原ガ来テ飲マシタノニエオ飲ミイデナ」と、常套の前文を省略していきなり本文に入り、それもいつもの候文ではない方言の口語体で、相手の肩を叩くような調子で話しかけている。「アノ日」つまり銓が子規を訪れた六月三〇日、銓が帰るのと入れ違いに松山の柳原極堂がやってくる。その晩は夕食を共にしながら到来物のシャンパンを抜いて、小さなコップで子規は四杯、極堂は五、六杯飲む。日本酒とどちらがいいかという子規に、極堂は「日本酒の方がええな」と言ったため、シャンパンの残りはすぐ陸家の車夫におくって、「極堂ハエオ飲ミイデナ」ということになる。後年極堂は「実はもう一杯飲むつもりであったのに母堂がそのまま、持って行ってしまはれた、そのとき滅多なことはいはぬものぢゃと私は思った」と、いささか心残りの思いで当時を振り返っている。しかし、ここで大事なのは、シャンパンのことよりも極堂の眼にうつったその日の子規や母八重の様子である。昭和六年五月の「子規を語る」という松山での座談会で、極堂はその日のことを次のように回想している。

どうしたのかそのときはあのとりさがし屋がすっかり書物などを整頓して布団の上に寝ころんでゐた。（中略）そのとき母堂が酒をつぎ〳〵私に「わしは老人ぢゃけん代れるものなら代ってやるのに」と泣きいってゐられたのを見て　もう長くは生きられないとたしかに正岡も覚悟してゐたものと思はれる。

このとき五十三歳の八重が、「わしは老人ぢゃけん……」と言ったのは、平均寿命四十二、三歳の明治のこととはいえ、六つのときから女手一つで育ててきたひとり息子の死を迎えようとする母親のやり場のない思いである。それが郷里の松山からはるばるやって来た息子と同年の極堂の顔を見て、思わず涙とともに口をついて出てしまった。母親のそういう思いは当然子規にもわかっている。そんな二人の胸のうちをそれと知りながら、八重のつくってくれた柳川鍋をつつき酒をのんだ極堂には、その夜のことが三十年以上たってもなお鮮やかに浮かんでくるのである。

東京滞在中の極堂に子規は、ぜひ来てほしいという催促の葉書を二日つづけて出すが、極堂は事情があってとうとう子規に会わぬまま松山へ帰ってしまった。どんな話があったのか、あとになって極堂はそれを悔やみながら、名著『友人子規』の最

後を「これが子規に逢いじまいである」という短い一節で結んでいる。子規没後極堂が、その一生をただただ子規とのつながりの中だけに参入させていったのは、その思いが尾を曳いたのであろうか。

しかし、死を予感すればするほど、子規の眼は高いところを見詰めて、少しも屈しない。この年の二月からは「歌よみに与ふる書」という極めて戦闘的な短歌革新論を次々に発表し、松山の俳誌『ほとゝぎす』を東京へ移す話も進んでいる。子規にはやらねばならぬ仕事がまだいくらでもある。急がねばならぬ。銓あての手紙と墓誌銘は、そうした精神の高揚の中で書かれたのである。それが銓あての手紙の短いわりにやや饒舌気味な文脈に変形している。

そのせいかこの手紙はいくら虚心に読んでもわからぬことが多い。死とか墓とか深刻な内容であるにもかかわらず、文体は方言による諧謔と飄逸にあふれた独得のもので、すぐれた表現者子規の一面を表していることに異論をはさむものではない。だが、「石碑ナドハイラン」「字ナンカ彫ラン」「長タラシイコトナド書クノハ大嫌ヒ」という否定の繰り返しや、尻取りあそびのような行文からは、むしろ調子に乗った筆の走り過ぎさえ見えてくる。これは、つまりは、いらんいらんと否定を繰り返しながら、墓誌銘を同封することへのてれかくしが、ことさらこうした文体をとらせたに違いない。だから最後に、「但シコレハ人ニ見セラレン」と、打って変わって断乎とした命令調になるのである。見せてならぬものは、墓誌銘ばかりではなく手紙までふくめて、子規の儒教的抑制と武士的羞恥がそう命令させたのである。通常の文脈からいえば、「石碑ナドハイラン主義デ」のあとには「寧ロコンナ石コロヲコロガシテ置キタイ」と続くべきであろう。ところが、わざわざそれを避けてその間に、「石碑立テヽモ……」以下を挿入したところに、熟練のわざと戯れに似た韜晦(とうかい)がうかがえはしないだろうか。

さらに、「石碑ナドハイラン主義」「字ナンカ彫ラン主義」と、二回も「主義」という言葉を使いながら、なぜ最後までその主義を貫徹しないのか。これが最もわからぬ点である。「長タラシイコトナド書クノハ大嫌ヒ」であったり、「石コロヲコロガシテ置キタイ」というのは願望であるのに対して、さきの二つは明らかに主義である。その主義を文章の進行につれてずるずると後退させていくのはどういうわけか。数多い随筆にしろ評論にしろ書簡にしろ、子規の書くものは常に明快であり端的であって、いささかの晦渋(かいじゅう)もひそませぬのが、子規の人柄そのものとして強い説得力の根源になっていたはずである。ところが、この手紙だけは、文章の運びの面白さ、調子の良さにつられて見逃しそうな子規の矛盾と困惑、というよりもある種の狡猾(こうかつ)さえ感じさせるのである。

さらに、「万一已ムヲ得ンコツ」というのは、いったい何を指すのであろうか。後に残った家族や友人門人たちの世俗的なしがらみをいうのか、それとも旧藩主久松家の意向でもいうの

か、よくわからぬ。いずれにしろ、遺言とは、まさにそうしたやむを得ぬ事情を十分に考えた上で、場合によってはそれらと対立するかも知れぬ自分の主張を明示しておくものであろう。そこに法的手続の有無に関係なく、遺言という文章の特殊性がある。ところが、子規は、至極あっさりと「已ムヲ得ン」ことを受容しようとしているのである。いつもの子規らしさが見られず、主義を貫かなかった内心の混沌がここにも顔を出しているのである。

次にもう一つわからぬことがある。子規はなぜこの手紙と墓誌銘の宛先人に、河東銓を選んだかということである。銓は子規の漢学の師であった河東静渓の四男で、碧梧桐のすぐ上の兄である。年は子規より三つ下、松山出身者の常盤会寄宿舎では紅葉会というグループに加わって、子規とともに文学活動をしたこともある。専修学校を卒業すると読売新聞記者として、子規と同じころ日清戦争に従軍し、その後は旧藩主久松家の家扶をつとめている。三〇年一二月の蕪村忌に子規が座興で出席者一人ひとりの作句ぶりを八百物にたとえて評した「発句経譬喩品」では、銓（俳号可全）は「昆布、幅広シ　オ平ノ底ニ残ル事多シ」となっている。昆布のひらわんに残ったさまをいうのであろう。当時の銓が弟の碧梧桐や虚子ほど子規庵にしげしげと出入りしていた様子はない。手紙のやりとりを見ても、子規から銓あては、碧梧桐との連名分をふくめて九通、銓から子規あては二三年の僅か二通だけである。虚子や碧梧桐へあてた子規の手紙が、いずれも百通前後も残っているのに比べると格段に少ない。ただ興味をひくのは銓から子規にあてた二三年一二月一三日付の手紙である。

御無沙汰……甚だ失敬……寒ひな　御機嫌かな……まー御目出字……あしもちとやつけたけれど今じやまづ無事の方よ　東京も此夏から見ると大分変はたろーな（知れた事）

――後略――

この語調、この文体は銓あての子規の手紙とそっくりである。子規と銓との間にはずっと以前からこのような打ちとけた交わりがあったのである。もっとも、こうしたじゃれ合いのような手紙の交換は、学生時代の漱石らとの間にも見られ、当時の親しい若者同士にとっては連帯のあかしのようなものだったのだろう。子規はシャンパンの礼状を書こうとして知らぬ間に昔の調子が戻ったのか、それとも口にしにくい墓誌銘のことがあってことさらそうしたのか、似通った二つの手紙の行文から二人をつないでいる心理的背景だけは実に明確に見えてくる。

子規が銓を特に選んで墓誌銘を託したことへの疑問は、あとあとまで尾を曳き、昭和一〇年九月刊行の『子規遺墨集』の中で編集者（寒川鼠骨か）は次のように書いている。

可全は当時子規居士の旧藩主久松伯爵家の家扶であったから、居士の死後、藩主が之を憐んで万一墓標でも建てて下さることもあらうかと思って自ら墓誌を撰び、可全に附与したのであらうと想へる。

これは相当穿った見方だが、かと言って完全に黙殺してしまうこともできまい。なぜなら、昭和一八年一一月、松山の子規会例会で柳原極堂が、「その碑の建設が成った三十三回忌当日、大龍寺に集った人々の間で、何故特に銓に送ったかゞ話題となったが、銓には全然心当りがないといふ。五百木飄亭は、銓が当時久松家家扶をしてゐたので、銓に送れば、自然久松家の上の方の人達の眼にも触れるものと考へたのであらうかといったがはっきりしない」と語っている。飄亭が鼠骨と同じ見方をしていたという極堂の伝聞発言だが、案外子規周辺の人々は当時はそんなふうに受けとっていたのかも知れない。かりにそうであったとしても、それは決して子規の精神の低さを示したりするものではあるまい。むしろ、子規という人間の、単純明快にみえるその深部での精神の複雑微妙な揺れを垣間見るのである。それだけの精神の深度や振幅がなければ、広範な文芸の革新運動など子規に生まれてくるはずがない。

一方、この手紙を受け取った銓もまた不可解な行動をとる。「コレハ人ニ見セラレン」ときつく言われていながら、子規存命中にこの墓誌銘が一部の人たちに知られていたという事実である。碧梧桐が昭和六年二月「子規の真人教育」（改造社版子規全集付録）という一文で、この墓誌銘について触れているのである。年月は定かでないが、碧梧桐があるとき子規と話していた際、たまたま墓誌銘の「月給四十円」が話題になった。碧梧桐が「月給四十円は何かそこに執着を持ってゐるやうで、むしろ小さいと思ふが、と無遠慮な意見を吐いた時」、子規は「さアさう言へばさうも取られるな、自分はそんなつもりでなく、我々時代の生活規準と言った意味であったのだが、と弁解しながら、イヤあれも一時の思ひつきで、いづれは反古さ、と笑ってゐた」という。月給四十円についての考察はあとにして、碧梧桐が、子規生存中に、墓誌銘の存在ばかりかその内容まで知っていたことはこれで明確になる。「人ニ見セラレン」という子規の命令はいとも簡単に破られ、子規も別にそれを気にするふうもなく、「イヤあれも一時の思ひつきで……」と笑ったというのである。文脈からいえば「あれ」は月給四十円を指すことになるが、そのときの子規にしてみれば、銓あての手紙も墓誌銘もすべてが「一時の思ひつき」だったともとれる笑いである。高熱と痛苦の中で凝らしつづけた一念も、日がたてばやがて「一時の思ひつき」と笑い捨ててしまう子規に、人並みはずれた精神の活性と同時に含羞と韜晦とのいりまじった表情を見るのである。平明清澄の達筆と諧謔の文体にまどわされて、その向こうで揺れ動くものを見のがしてはならぬ一例である。

最後にもう一つわからぬことがある。子規の葬られた東京田端の大龍寺の墓地には、子規が最も望んでいた「石コロ」が置かれることはついになかったばかりか、子規が予測した「万一巳ムヲ得ンコッ」も起こらなかったのである。銓に託した墓誌銘が建てられたのは子規の三十三回忌、それも子規が会ったこともない人の手によってである。いったい子規随従の人々は、

この間どうしていたのであろうか。

ここでもう一度子規の遺言を要約すると次のようになる。一、三一年七月の銓あての手紙では、石碑は不要、石ころを置いてほしいとしながら、やむを得ぬ場合に備えて墓誌銘を同封。二、三二年九月の「墓」では、土まんじゅうに野茨、石ころ三つ四つ、それが駄目なら切石、碑文は御免こうむり、刻字は篆書。三、三四年一〇月の『仰臥漫録』では、戒名無用、自然石いや。以上三つに共通しているのは仰々しいのを避けて簡素な墓にしてほしいという一貫した意志であり、墓誌銘のことは銓あての手紙だけである。

これに対して子規周辺の人々はどう対応したのであろう。まず、埋葬時の墓標は遺言どおり戒名をつけず「正岡常規墓」とだけ書いたものであった。これについて虚子は、三七年二月の『ホトトギス』消息欄で次のようにのべている。

子規居士ノ墓表ハ鳥ガ草花ノ種ヲ啣ミ来ルカ、風ガ木ノ実ヲ吹落スカシテ、自然ニ何物カノ生出ルヲ待チ、暫ク墓木ノ時雨ニ黒ズムニ任サウトノ説モ有之候處、一方ニハ一日モ早ク石ヲ建テタイトノ希望モアリ、根岸ノ故人ノ旧盧ニ会シテ相談ノ末、墓石ノ形ハ素人ノ歌俳人ガ無イ智恵ヲシボルヨリ、画家ノ不折君ノ帰朝ヲ待ツテ一任スルコトニ相成申候。不折君帰朝ノ上、形極リ次第早速相運ビ可申候。不折君モ七八月頃ニハ帰朝アルベシトノコトニ候。

この文章の前半は、いささか古めかしい風流好みが出すぎている感じがせぬでもないが、これも「石コロ」を願った子規の心への懸命な接近であろう。いずれにしろ、こうした経過をふんで翌三八年四月ごろ、現在の墓石が建てられた。形は極く普通の切石、表には陸羯南（くがかつなん）の楷書で「子規居士之墓」の六字が刻まれた。形が不折の考案によるものか、また、子規が望んだ篆書がどういうわけで楷書になったのか、いずれも判然としない。

それからおよそ三十年、子規の肉筆原寸大の墓誌銘が建てられたのは、昭和九年九月の三十三回忌のおりである。建てたのは東京銀座生まれの会社員茂野吉之助（冬篝）である。茂野は明治一九年生まれ、東京高等商業を卒業すると古河鉱業に入社し、大正五年ロンドン出張所の主任をしていた当時喀血し、以後同病の子規の研究に打ち込み、昭和二〇年三月に死亡している。その茂野が墓誌銘の建立を思いついたのは昭和九年二月のことである。はじめは自然石にしようと考えていたが、「兄は自然石をきらっていたから切石にしてほしい」という妹律の強い希望で、結局筑波産御前山石の板碑形切石に、香取秀真のつくった銅板をはめこんで、三十三回忌の記念として建てたのである。銅板は昭和一一年二月何者かにはぎとられ、あとは石に刻んだものをはめて現在に至っている。

三五年一二月の『ホトトギス』子規追悼号で、わざわざ墓誌銘の写真まで掲載しながら、子規周辺の人々はなぜその建立を手がけようとしなかったのか。銓あての手紙は「一時の思いつき」とみて、むしろ「墓」に書かれた「碑文だの碑銘だのいふ

は全く御免蒙りたい」という子規の遺志に沿ったのであろうか。何よりの明快さが子規の生き方の人にすぐれた特質だが、銓あての手紙にみられた混沌と矛盾がのちのちまで尾をひき、多くの門人たちも手をつけかねたのであろうか。

もっとも、子規周辺の人々がこの間全く手を拱いていたわけではなく、一時は子規記念碑を計画したほどである。子規の墓石が建立された直後、三八年六月一〇日発行の『ホトトギス』は、この墓の写真を大きく掲載するとともに、それが主として日本新聞社と正岡家によって建てられたものであり、同人をはじめ諸方の人々から応分のことをしたいという申込みが相次ぎ、「記念碑やうのものを建設」することになった経緯を、虚子が消息欄に書いている。碑のデザインは不折にたのむ一方、『ホトトギス』には以後四四年五月まで四七回にわたって「子規居士建碑寄附金報告」が掲載され、四一年九月には、記念碑についての不折の構案もほぼでき上がり、「此上は場處定まり次第著手し得ることに相成居候」と中間報告を書いている。ところが、四四年一〇月一〇日発行の『ホトトギス』は、「子規建碑資金寄附者に告ぐ」という一文をのせ、「子規居士建碑の事は種々事情有之今回吾等同志一同一先づ建碑を見合せ」、寄附金は根岸の子規庵保存に繰り入れたいという緊急の告示を掲載し、記念碑の建設はにわかに立ち消えとなったのである。それまでに寄せられた資金は四百二十五円九十一銭にのぼっていた。初めに計画した「記念碑やうのもの」が果たして墓誌銘をさすものであったのか、また「建碑の事は種々事情有之」という事情とはいったいどういうことであったのか、いまではいずれもはっきりしない。いずれにしろ鼠骨に相談して諒解をとり、私財をかけて墓誌銘を建てた茂野の傾倒しつくした善意の結果は、いったいどういうことになるのか。当時の『ホトトギス』は、この墓誌銘の建立については全く触れていない。

本居宣長の遺言書は、残る者に対して自分の意志の忠実正確な履行を求めるための一義的な遺言であった。これに対して子規のそれは、銓あての手紙を除いては宛名のない不特定者への、いわば遺言に仮託した文学作品の一つともとられ、その解釈に興味が注がれて、そこにある遺志の忠実正確な履行は二の次になったということであろう。（以下次号）

（昭和五十八年十月例会講演）（会員）

編集の窓

著作

正岡子規　桶谷秀明　小沢書店　昭和五八、八　二四六P　二、〇〇〇円

正岡子規と万葉集　牧野博行　リーベル出版　昭和五八　一、五〇〇円

子規俳句索引　子規記念博物館編・発行　昭和五八、六　四八

二P　三、七〇〇円
俳諧大要　岩波文庫　正岡子規　岩波書店　昭和五八、九　三五〇円
句集獺祭魚　松山子規会双書第一四集　八木米蔵　同　昭和五八、一〇　二一六P　二、五〇〇円
仰臥漫録　復刻版　正岡子規　岩波書店　昭和五八、一一　四七丁　七五、〇〇〇円

論　文

子規に於ける蕪村の発見　山下一海　『俳句』昭和五八、九
内藤鳴雪が歩いた道　村山古郷　『俳句とエッセイ』昭和五八、九
子規・漱石と松風会のひとびと　和田茂樹　『星』昭和五八、五
正岡子規と菊池寿人　和田茂樹　『星』昭和五八、六
俳句の評の評の評 ― 鳴雪と子規16 ―　和田茂樹　『星』昭和五八、七
子規選鳴雪句と『鳴雪句集』一～五 ― 鳴雪と子規17～21 ―　和田茂樹　『星』昭和五八、八～一二
若者子規　古賀蔵人　『子規博だより』昭和五八、七
子規と東京大学予備門　和田克司　『子規博だより』昭和五八、七
一〇〇〇号後の「ホトトギス」と松山　高浜君子・稲畑汀子・深川正一郎　『子規博だより』昭和五八、一〇
子規と第一高等中学校　和田克司　『子規博だより』昭和五八、一〇
時のうつろい（上）― 子規の時間論 ―　越智通敏　『子規博だより』昭和五八、一〇
長塚節の推敲稿をめぐって（一）―「病中雑詠」― 宝来淑子　『子規博だより』昭和五八、一〇

雑　報

○四月二九日から一か月間、子規博第六回特別企画展として「子規・漱石と松風会のひとびと」展が催され、あわせて左の講演があった。

四月二九日　「子規・漱石と松風会」　和田茂樹
五月一五日　「松山松風会のひとびと ― 近代俳句の源流 ―」　森　元四郎

（21Pへつづく）

子規会誌　二〇号
季刊（四、七、一〇、一月）
発行日　昭和五十九年一月十九日
発行　松山子規会
松山市末広町正宗寺内
郵便振替徳島二一一八六八
印刷所　青柳堂
松山市東長戸二丁目一一三九

先さまの個性を尊重した贈りもの

ご便利な…三越の商品券

お好きなものを、必要なときに、お選びいただけます。
贈って大変喜ばれる三越の商品券をご利用ください。

500円券から100,000円券まで、ご予算に合わせて各種ご調製いたします。また、お札とほぼ同じ大きさのコンパクトな商品券(500円券・5,000円券・10,000円券の3種類)もございます。

全国の三越本・支店及び関連会社、提携店でご利用いただけます。

●松山三越1階商品券売場

〒790 松山市一番町3丁目1の1　TEL0899-45-3111

ホテル春日園で挙式を

人生のスタートを春日園は華やかに
厳かに演出いたします。

政府登録国際観光旅館

ホテル 春日園

〒790 松山市道後鷺谷町3-1
☎(0899)41－9156

お食事処…かすが…
石畳,格子戸,木の香もかぐわしく
くつろぎのときに情緒ひとしお

一進流 直火焙煎
炭火焙煎

珈琲屋

喜与町本店 ☎45－6669
(ロープウェイ街)
三番町店 ☎32－0997
(住友生命ビル西)
二番町店 ☎32－3765
(三越裏)
花園店 ☎31－0960

坊っちゃん秘話 980円

夏目漱石の「坊っちゃん」発表されるや該当者は大騒ぎ,
貴重な資料により当時の人間像をユーモラスに描く。

自費出版のご用命を！

〒790 松山市小栗6丁目3－23 青葉図書 ☎(0899)43－1165

¥ 300